

様式第 4 号

保有個人情報の外部提供に関する意見照会書

平成 30 年 7 月 9 日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 早川 和宏 様

(実施機関名) 川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号により、次のとおり保有個人情報の外部提供を行いたいのので、意見を求めます。

業 務 の 名 称	特定健診・保健指導業務、人間ドック検診助成業務
業 務 の 概 要	各業務で保持している情報を健康管理システムに情報を取込み、情報の一元管理を行うもの
外 部 提 供 先	株式会社 両備システムズ
外 部 提 供 の 内 容	川口市国民健康保険制度加入の被保険者の住基・資格情報、保健事業に関する情報
対 象 者 の 範 囲	川口市国民健康保険制度加入の被保険者
外 部 提 供 を 行 う 理 由	データの連携・移出行うため
担 当 課	保健部 国民健康保険課 電話 048-259-7916 内線 2164
備 考	健康管理システムの導入については高齢者保険事業室と合同で行います。

様式第 4 号

保有個人情報の外部提供に関する意見照会書

平成 3 0 年 7 月 9 日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 早川 和宏 様

(実施機関名) 川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号により、次のとおり保有個人情報の外部提供を行いたいのので、意見を求めます。

業 務 の 名 称	健康診査業務・人間ドック検診料助成業務
業 務 の 概 要	各業務で保持している情報を健康管理システムに情報を取込み、情報の一元管理を行うもの
外 部 提 供 先	株式会社 両備システムズ
外 部 提 供 の 内 容	後期高齢者医療制度加入の被保険者の住基・資格情報、健診結果情報
対 象 者 の 範 囲	後期高齢者医療制度加入の被保険者
外 部 提 供 を 行 う 理 由	データの連携・移出行を行うため
担 当 課	保健部 高齢者保険事業室 電話 048-259-7653 内線 2703
備 考	健康管理システムの導入については、国民健康保険課と合同で行います。

川口市健康管理システムについて

- ・平成12年度に保健センターの各種健診、予防接種、家庭訪問、健康教育等の保健情報をシステム化する
- ・平成20年度より、両備システムズの健康かるてに変更する
- ・平成27年度に現在の健康かるてV7シリーズに更新する
- ・子育て相談課における全戸家庭訪問事業や発達支援および相談事業で利用中
- ・長寿支援課が実施している生活機能評価事業でも活用されている
- ・保健所業務対応の改修を平成29年度5月から実施しており、各保健所業務の他「文章キャビネット」「報償費積算システム」を導入の予定
- ・共通基盤との連携は、現在「住民宛名」「介護認定」、平成30年度から「税情報」の予定

健康管理システム機能一覧

利用課

基本システム	住基情報連携	共通	
	統計分析機能	共通	
	スケジュール管理	共通	
	帳票印刷	共通	
	事業報告	共通	
	事業結果自動入力	共通	
業務システム	母子保健システム	保健センター	子育て相談課
	予防接種システム	保健センター	
	住民健診システム	保健センター	
	基本チェックリストシステム	長寿支援課	
	高齢者台帳システム		
	保健指導システム	保健センター	
	特定健診システム	国民健康保険課	高齢者保険事業室
	特定保健指導システム	国民健康保険課	
	レセプトオプションシステム	国民健康保険課	
	相談管理システム	国民健康保険課	
拡張機能	文章キャビネット	保健センター	
基幹システム	国保情報連携ツール	国民健康保険課	
	後期高齢者連携ツール	高齢者保険事業室	
	税情報連携ツール	保健センター	
	介護保険資格情報連携ツール	長寿支援課	
	介護認定情報連携ツール	長寿支援課	
	生活保護情報連携ツール		
事務支援システム	統計検定システム	共通	
	予約管理システム	共通	
	受付管理システム	共通	
	保健師活動支援システム	共通	
支払業務支援システム	委託料積算システム	保健センター	国民健康保険課
	報償費積算システム	保健センター	
	口座支払システム		

後期レセプト抽出結果情報ツール

高齢者保険準備室

国民健康保険課における健康管理システムの導入について

平成30年04月09日

現状の課題・問題点

特定健診や人間ドック検診をはじめ各保健事業の実施においては、下記の多くのシステムツールを利用している。

- ① 国保連アシストシステム(受診券データ抽出)
- ② 国保連特定健診等データ管理システム
- ③ 国保連総合システム(レセプト情報)
- ④ 住基システム
- ⑤ 国保資格システム
- ⑥ アクセス(①～⑤を連携する)
- ⑦ エクセル(リスト管理、集計等)

システム間における連携の手間や手順、漏れがあった場合の修正、多くの職員が関わることになるため非効率といえる。

○市民サービスの低下

- ・新規加入時、受診券発送に2ヶ月間要する
- ・通知の漏れや誤発送のリスク

○事務的非効率

- ・複数のデータを突合するため、手順が多く煩雑でありデータ作成や確認に時間を要する
- ・担当者の経験により処理や習得の時間に差が生じる
- ・法改正や業務内容に伴う処理の変更時に労力を伴う

健康管理システム導入による改善点

- ・国保連システム情報の取り込みにより、②③システムの操作が月1回のみ
- ・住基・資格情報は自動連携(基盤システム連携)により④⑤システム不要
- ・情報の一元管理、照会が可能
- ・受診券番号の健康管理システムからの発番が可能になり③システム不要
- ・受診券などシステムから出力した送付履歴の管理により、⑥不要
- ・特定健診や人間ドック検診の電子データの自動取込が可能
- ・国保連特定健診等データ管理システムへのデータ移入が可能
- ・受診結果より、支払額の積算、会計データや帳票の出力が可能
- ・連携した情報において複数の項目抽出や出力、統計処理が可能(⑦不要)

改善による効果

- ・加入日の翌日から受診券の発送可能となり、市民サービスが向上する
- ・住基や資格システムの情報を保有しているため、対象抽出に漏れが無い
- ・対象者の受診状況や送付状況に関して、経年で抽出や集計分析が行える
- ・全ての操作がシステムで完結するため、処理時間の短縮が図れる
- ・対象者の受診状況や送付状況に関して、経年で抽出や集計分析が行える
- ・これらの効率化の効果により、受診率向上および医療費削減に向けての対策を検討し実施する時間が確保できる
- ・複雑な統計処理をデータヘルス計画策定に活用することができる

他課連携による効果

高齢者保険事業室

- ・健康診査受診券送付状況を確認しワンストップで対応
- ・75歳以上の家族の受診状況を考慮した受診勧奨
- ・75歳以降の受診結果から過去の特定健診・保健指導の分析評価計画を行う
- ・75歳以降を含めた罹患状況や医療費の状況と過去の特定健診・保健指導の履歴から分析評価計画を行う

地域保健センター

- ・がん検診受診券送付状況を確認しワンストップで対応
- ・がん検診の受診履歴を考慮した受診勧奨
- ・がん検診の受診結果と特定健診・保健指導の結果や医療受診の状況から分析評価計画を行う
- ・歯科健診結果と特定健診・保健指導の結果や医療受診の状況から分析評価計画を行う
- ・健康相談時に特定健診等の結果を参照し、きめ細やかな保健指導を行う

- ・国保人間ドック検診の実施結果とがん検診の受診状況より、重複受診による過誤請求の有無を確認する

- ・国保被保険者の歯科医療費請求と訪問歯科検診委託請求に重複が無いを確認する

長寿支援課・介護保険課

- ・生活機能評価や介護度、包括支援システム情報と健診結果等を分析し、地域ごとの健康課題に取り組む

国民健康保険課における健康管理システムの改修内容

- ・運用中の健康管理システムの改修(パッケージ機能追加)、業務内容より以下の4パッケージを導入

A 特定健康診査システム ※高齢者保険事業室 健康診査事業においても利用

- 受診券作成(対象者抽出、受診券番号自動付番、受診券印刷、印刷業者用データ作成、発送履歴管理)
- 受診結果管理(外部作成データ取込、履歴管理、結果抽出集計、国保連システムへの移入データ作成)
- 支払処理(支払額算定、重複受診、対象外判定、支給決定通知作成、会計データ作成、決裁帳票作成)
- 未受診管理(未受診データ抽出、年齢等各要因別集計、受診勧奨作成データ移入)

B レセプトオプションシステム

- 病歴、医療費、服薬、診療行為における個人照会及び該当者抽出、統計分析

C 相談管理オプションシステム

- 電話・面接・訪問等における各保健事業の個別相談記録(エクセル・CSV等)データを自動で取込み個人照会・支援計画作成、対象者抽出、台帳作成、該当者抽出、統計分析を行う

D 特定保健指導オプションシステム

- 特定保健指導における、利用券独自発行、特定保健指導結果登録・履歴照会

※基本システム(他課にて運用中)

- 各種個人履歴照会、委託料積算、該当者抽出、統計分析、帳票出力、自由帳票、報告書出力
- ※セキュリティ対策(ユーザー権限定、パスワード設定、ログ管理、システムロック)

- ・パッケージ追加の他、「共通基盤の国保資格情報連携」、「受診券等の帳票棟カスタマイズ」が必要となる

改修スケジュール

平成30年4月 委託契約締結、打合せ、仕様設計、システム適応、共通基盤連携、テスト運用、操作研修

平成30年10月 本稼働

平成31年4月 平成31年度特定健診受診券一括作成(受診券整理番号独自付番)

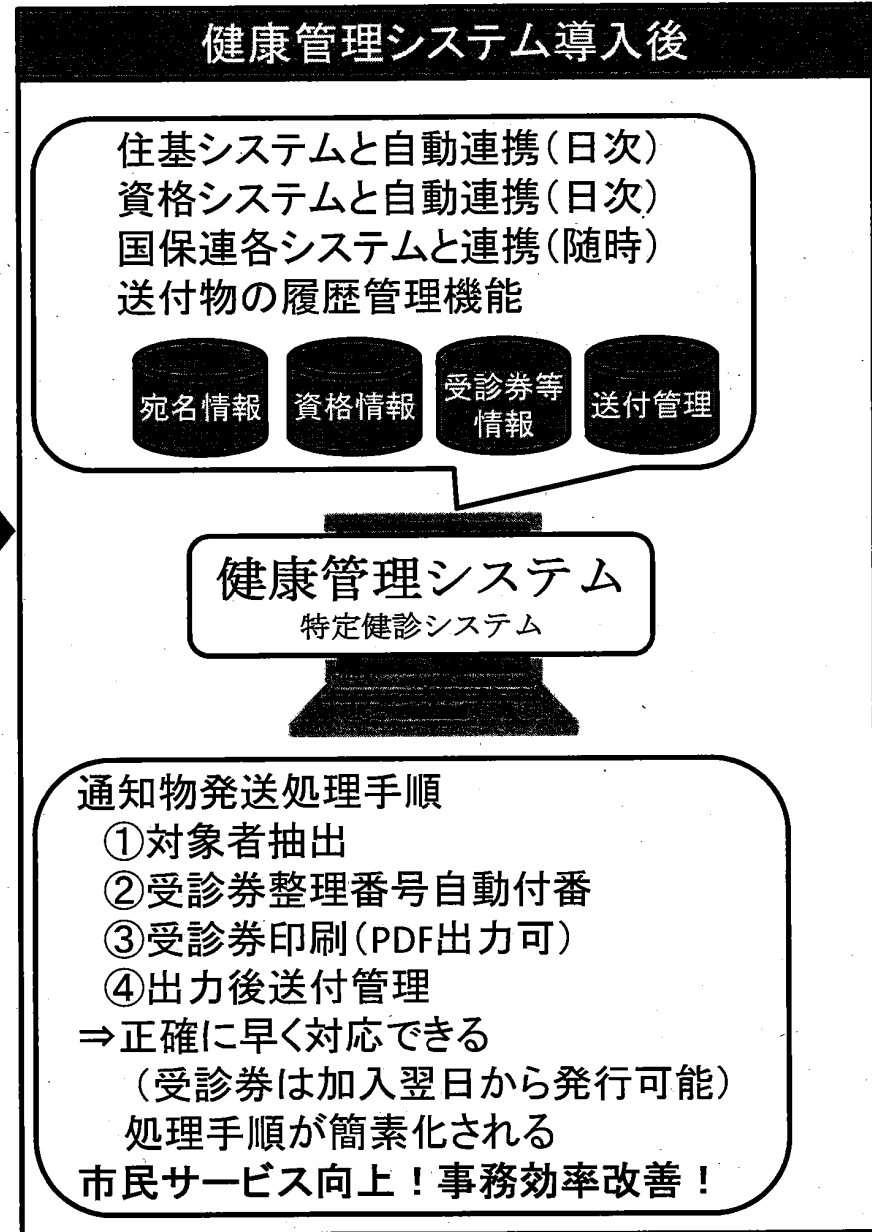
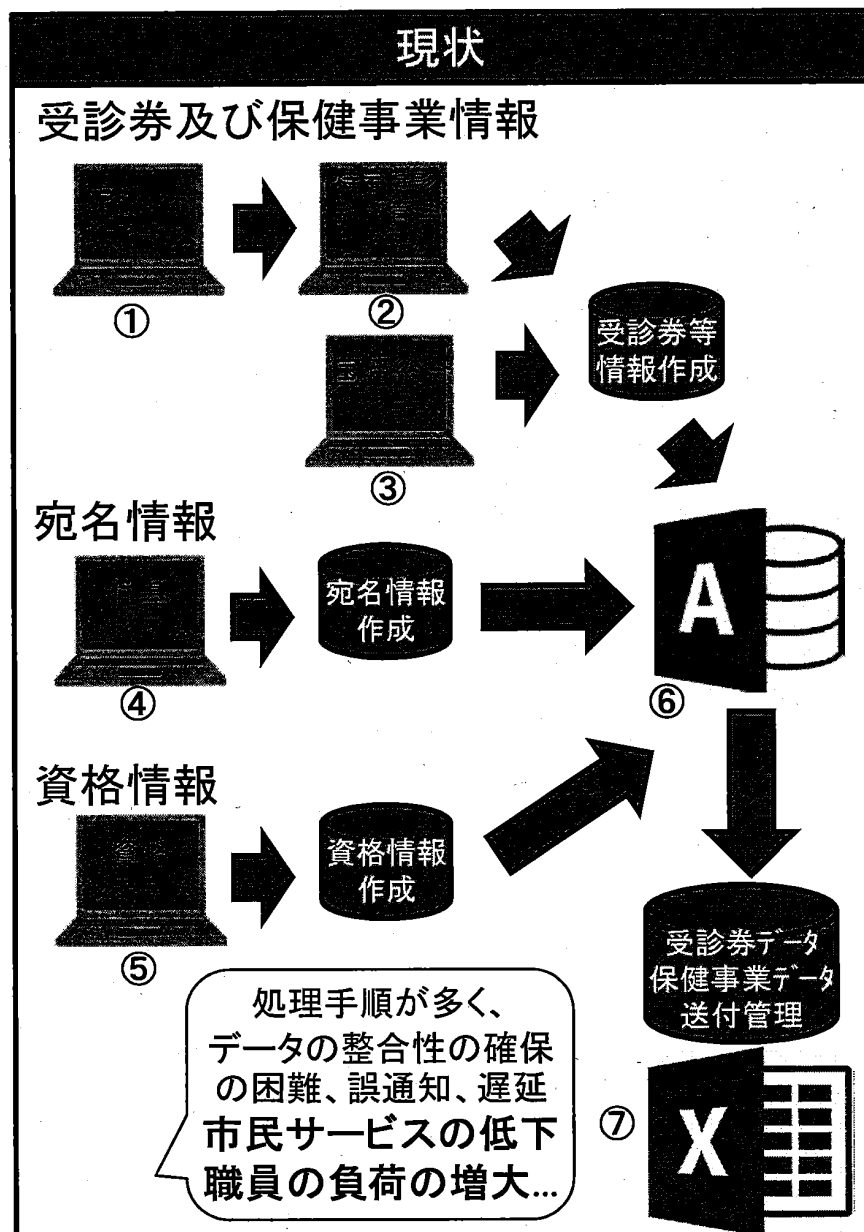
・利用者及び端末数

保険係 4名 4台(3台増) 給付係 3名 3台

※端末は既存の個人番号情報系端末を利用(情報政策課設置)

健康管理システム 特定健診システム導入による事務改善

I 受診券発行及び保健事業通知発送処理



健康管理システム 特定健診システム導入による事務改善

Ⅱ 人間ドック検診結果データ処理

現状

人間ドック検診結果



医療機関・医師会

- ・医療機関五十音、申請書記載受診者順に並べ替える。医療機関コードを記載した中表紙を挟む(給付係)
- ・問診票・結果票ごとに綴る(給付係)
- ・受診券整理番号の記載漏れを確認
- ・受診日、既往歴、服薬状況のチェック
- ・データ入力業者へ提出



- ・入力データ(BACデータ)をCD-Rで受領
- ・データ入力結果確認
- ・エラーデータの修正



- ・医療機関・受診日ごとのCSVデータファイルを作成する



- ・ZIPファイル作成



- ・データアップロード
- ・翌日以降にアップロード結果確認



- ・エラー修正



- ・再アップロード

・データ入力は今年度より委託したが、委託前後の処理手順が多い
・入力データの確認・修正
アップロードデータのエラー処理に時間を要する
⇒健診後案内通知の遅延
職員の負荷の増大...

健康管理システム導入後

人間ドック検診結果

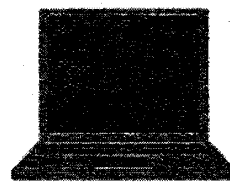


医療機関・医師会

- ・医療機関五十音、申請書記載受診者順に並べ替える。医療機関コードを記載した中表紙を挟む(給付係)
- ・問診票・結果票ごとに綴る(給付係)
- ・受診券整理番号の記載漏れを確認
- ・受診日、既往歴、服薬状況のチェック
- ・データ入力業者へ提出



- ・入力データ(BACデータ)をCD-Rで受領



健康管理システム 特定健診システム

- ・各CD-Rデータの取込
- ・データ入力結果確認
- ・エラーデータの修正
- ・アップロードファイルの作成



- ・データアップロード
- ・翌日以降にアップロード結果確認

・データ確認・修正、アップロードファイルの作成が一括で行える
・様式の異なる各医療機関データの取込が可能
⇒正確なデータ登録！事務効率改善！
委託料削減！

健康管理システム「健康かるてV7」におけるセキュリティ対策

セキュリティ対策の必要性

セキュリティ対策がなされていない場合、次の危険性が生じる。

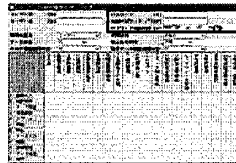
- ①誰でもログイン可能。
- ②セキュリティ事故発生時の調査ができない。
- ③不必要な情報の閲覧ができてしまう。
- ④総当たり攻撃によりログインされてしまう。

健康かるてV7における対策

① ID・パスワード設定

システムログイン時には、ユーザ毎に設定した I D とパスワードの入力が必須となります。

- ・パスワードは英数字混在
- ・ログイン後どの画面からもパスワード変更可能
- ・最低パスワード長の設定が可能。
- ・パスワードの履歴管理、有効期限設定が可能。

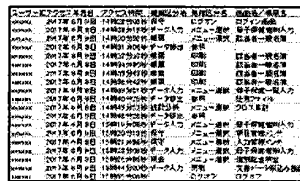


ユーザー設定画面

②ログ管理

様々なアクセスログを管理する仕組みがあります。

- ・ユーザ別、端末別ログイン集計。
- ・機能別、業務別集計。
- ・使用時間帯別集計。
- ・いつ、だれが、何の機能を使用したか。

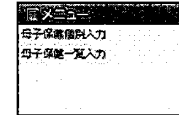


アクセスログ (個人)

③ユーザー権限設定

利用可能な業務や機能をユーザごとに設定が可能です。また、メニュー表示も個別に変更が可能です。異動の場合は、「使用不可」とすることで、ログを残したまま使用できなくなります。

- ・機能ごと（入力、照会など）
- ・業務ごと（母子、予防、特定など）
- ・ユーザごと（管理者、臨時職員、嘱託など）

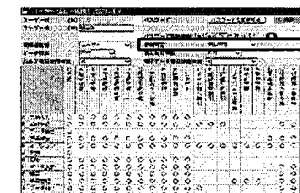


又二ユ一例

④システムロック

IDやパスワード入力を連続で間違えた場合、システムロック
がかかり自動でシステムが終了します。

- ・ログイン失敗回数の設定可能。
- ・ロックは管理者が解除。



アクセスログ (個人)

(案)

平成30年 月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年7月9日付で意見照会のあった、「健康管理システムの導入」に伴う保有個人情報の外部提供について、審議の結果、適当なものと認めましたので、以下のとおり答申いたします。

記

（意見照会の内容）

1 内容

次の2件における保有個人情報の外部提供について

- （1）国民健康保険課が所管する「特定健診・保健指導業務」及び「人間ドック検診助成業務」
- （2）高齢者保険事業室が所管する「健康診査業務」及び「人間ドック検診料助成業務」

2 外部提供先

国民健康保険課及び高齢者保険事業室ともに株式会社両備システムズ

3 外部提供を行う個人情報の内容

- （1）国民健康保険課が保有する「川口市国民健康保険制度加入の被保険者の住民基本台帳・制度の資格の情報、保健事業に関する情報」
- （2）高齢者保険事業室が保有する「後期高齢者医療制度加入の被保険者の住民基本台帳・制度の資格の情報、健診結果情報」

4 外部提供の目的

情報の管理・利用において、既存システムを統一することで、作業時間の削減による改善を図り、市民サービスが向上することを目的とする。

5 外部提供期間

平成30年9月1日～

6 個人情報の保護措置

外部提供する個人情報について、外部提供元は外部提供先に対して条例等に則り、個人情報の保護に適切な措置を行うことを義務付けるものとする。